第44回議会運営委員会

と き 平成27年8月27日(木) 午後1時30分 ところ 第1委員会室

付議事項

- 1 平成27年第3回(9月)定例会に関する事項について
- (1)会期案について
- (2) 議事日程案について
- (3) 所管事務調査報告について
- (4) 人事案件について
- (5) 議員提出議案第2号について
- (6) 要望書の取扱いについて
- 2 その他

- 1 平成27年第3回(9月)定例会に関する事項について
- (1) 会期案について

9月1日(火)から9月28日(月)までの28日間

(2) 議事日程案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要	
9	1	火	午前10時	本会議	 ・会期の決定 ・諸般の報告(事務報告) ・所管事務調査報告 ・報告1件を報告、質疑 ・諮問4件を一括上程、説明、質疑、討論、採決 ・議案22件を一括上程、説明、質疑、委員会付託 ・議員提出議案1件を上程、説明、質疑、計論、採決 	
9	2	水	午前10時	委員会	• 総務文教常任委員会	
9	3	木	午前9時	委員会	・民生福祉常任委員会	
9	4	金	午前10時	委員会	・産業建設常任委員会	
9	5	土		休会		
9	6	日		休会		
9	7	月	午前9時	委員会	• 一般会計予算決算常任委員会	
9	8	火	午前9時	委員会	• 一般会計予算決算常任委員会	
9	9	水	午前9時	委員会	• 一般会計予算決算常任委員会	
9	10	木	午前9時	委員会	• 一般会計予算決算常任委員会	
9	1 1	金	午前10時	委員会	山口東京理科大学公立化調査検討特別委員会	
9	1 2	土		休会		

9	1 3	日		休会		
9	1 4	月	午前10時	本会議	•一般質問(4人)	
9	1 5	火	午前10時	本会議	· 一般質問 (4人)	
9	1 6	水	午前10時	本会議	・一般質問 (4人)	
9	1 7	木	午前10時	本会議	•一般質問(3人)	
9	18	金		休会	(議事整理のため)	
9	19	土		休会		
9	20	田		休会		
9	2 1	月		休会	敬老の日	
9	2 2	火		休会	国民の休日	
9	23	水		休会	秋分の日	
9	2 4	木		休会	(議事整理のため)	
9	2 5	金		休会	(議事整理のため)	
9	26	土		休会		
9	2 7	日		休会		
9	2 8	月	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論、 採決・閉会中の調査事項について	

(3) 所管事務調査報告について

各常任委員会及び議会運営委員会から所管事務調査報告を9月定例会初 日の9月1日に行う。

(4) 人事案件について

人事案件については申し合わせ事項の64により行う。

○申し合わせ

(人事案件の委員会付託)

6 4 人事案件は、委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、 提案理由の説明後、休憩し、全協で質疑を行い、再開後、採決する。 ただし、議会選出の監査委員については、全協での質疑は行わない。

(5) 議員提出議案第2号について

・議員提出議案第2号「山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」は、議場にて配付する。

全議員一致の議案として申し合わせ27により、副議長が提出者、議運の委員全員が賛成者となり、9月1日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決する。

○申し合わせ

(全議員一致の議案の提出者等)

27 議員提出議案のうち、全議員一致の議案については、副議長が提出者、 議運の委員全員が賛成者となり、本会議に提出する。この場合、事前に全 協で了解を求める。

なお、上程日に副議長が議長の職務を行う場合は、議運の委員長が提出 者、他の議運の委員全員が賛成者となる。

(6) 要望書等の取扱いについて

- ○要望書等の名称
- ・14回目の地球社会建設決議陳情書
- ・年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運営に関する 意見書(決議)の採択を求める要請書
- ・外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- ・高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへ の支援の要望
- ・2016年度地方財政確立に向けた地方自治法99条に基づく議会採決の取り組みについて

2 その他

(1)全員協議会の開催日時平成27年8月31日(月)午後1時30分

議運決定事項等

平成27年第3回(9月)定例会議案名

- 1 市長提出案件(議案26件、報告1件)
 - 総務文教常任委員会関係 (5件)
- (1) 議案第75号平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳 入歳出決算認定について(公営)
- (2) 議案第80号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について(総 務)
- (3) 議案第81号被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(人事)
- (4) 議案第84号山陽小野田市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例の制 定について(社教)
- (5) 議案第85号物品の購入について(消防)
- 〇 民生福祉常任委員会関係(5件)
- (1)議案第69号平成26年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について(国保)
- (2) 議案第70号平成26年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(高齢)
- (3)議案第71号平成26年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について(国保)
- (4)議案第76号平成26年度山陽小野田市病院事業決算認定について (病院)
- (5) 議案第82号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について(市民)
 - 産業建設常任委員会関係(9件)

- (1) 議案第68号平成26年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について(都市)
- (2)議案第72号平成26年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入 歳出決算認定について(農林)
- (3) 議案第73号平成26年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(下水)
- (4)議案第74号平成26年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について(下水)
- (5) 議案第77号平成26年度山陽小野田市水道事業決算認定について (水道)
- (6) 議案第78号平成26年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について (水道)
- (7) 議案第86号市道路線の一部廃止について(土木)
- (8) 議案第87号平成26年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について(水道)
- (9) 議案第88号平成26年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について(水道)
- 一般会計予算決算常任委員会関係 (2件)
- (1) 議案第67号平成26年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について(財政)
- (2) 議案第79号平成27年度山陽小野田市一般会計補正予算(第2回)について(財政)
- 山口東京理科大学公立化調査検討特別委員会関係(1件)
- (1)議案第83号山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例の制定について (成長)
- 人事案件(4件)
- (1) 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について(人事)

- (2) 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦について(人事)
- (3) 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について(人事)
- (4) 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦について(人事)

〇 報告

(1)報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率について(財政)

議員提出議案第2号

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を 改正する条例を次のように定める。

平成27年9月1日提出

山陽小野田市議会議員 三 浦 提出者 英 統 賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳一朗 山陽小野田市議会議員 11 石 \pm 清廉 山陽小野田市議会議員 﨑 平 男 河 山陽小野田市議会議員
下 俊夫 瀬 山陽小野田市議会議員 矢 田 松夫

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(平成20年山陽小野田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(議員報酬の一時差止め等)

- 第2条の2 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分(以下「逮捕等」という。)を受けたときは、逮捕等を受けた期間(以下「逮捕等期間」という。)の議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限りでない。
- 2 前項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止 処分」という。)の理由となった刑事事件について、次の各号のいずれかに該

当するときは、当該一時差止処分を取り消すとともに、当該一時差止処分に係る議員報酬を支給する。

- (1) 公訴を提起しない処分があったとき。
- (2) 無罪判決が確定したとき。
- 3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、当該逮捕等期間に係る議員報酬は、支給しない。この場合において既に支給された議員報酬があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。
- 4 一時差止処分に係る議員報酬及び前項の規定により不支給とされた議員報酬の額は、逮捕等期間の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額とする。

第4条中「、職員給与条例第26条第1項中「任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」とあるのは「市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合であって、議員の過半数の同意を得て議長が申し入れたときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」と」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(期末手当の一時差止め等)

- 第4条の2 6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6か月以内の期間において逮捕等期間がある議員については、当該基準日に係る期末手当のうち、当該逮捕等期間の日数に応じて、当該基準日以前6か月の期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって算出した額の支給を一時差し止めるものとする。ただし、差し止めることができないものについては、この限りでない。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分は、第2条の2第2 項各号のいずれかに該当するときは、当該一時差し止める処分を取り消すと ともに、当該一時差し止める処分に係る期末手当を支給する。

3 議員が逮捕等を受けた場合において当該刑事事件の有罪判決が確定したときは、第1項の規定により一時差し止めた期末手当及び同項ただし書の規定により差し止めることができなかった期末手当は、支給しない。この場合において既に支給された期末手当があるときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けている議員に関する改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定の適用については、施行日以後、新条例第2条の2第1項に規定する処分を受けたものとみなす。
- 3 この条例施行の日以後最初に支給を受ける期末手当に関する新条例第4条 の2の規定の適用については、「基準日以前6か月以内」とあるのは、「基 準日以前3か月以内」とする。

議員報酬等の支給一時差し止め及び不支給に関する要綱

1 概要

現職議員が逮捕されたことに伴い、議会として議員辞職勧告決議を行い、 本人にその旨を伝えるとともに辞表の提出を要請しているが、いまだに提出 されていない。

議員の失職は、辞表の提出か有罪確定による被選挙権喪失のみであり、このままでは、議員報酬を支払い続けなければならない。

しかしながら、市民の負託を受けている立場にある議員が被選挙権を喪失 するような反社会的行為により逮捕されたにもかかわらず、当該議員に対し、 無条件で議員報酬を支払うことは適当ではない。

したがって、逮捕、勾留など身体を拘束する処分を受けている間の議員報酬及び期末手当の支給を一時差し止めるとともに、当該事件により有罪判決を受けた場合は、当該期間の議員報酬及び期末手当は支給しないものとする。

2 内容

(1) 議員報酬の一時差止処分(第2条の2第1項関係)

刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留など身体を拘束する処分を受けている間(「逮捕等期間」という。)の議員報酬の支給を一時差し止める。

- ※ 差し止めることができなかった議員報酬は対象外
 - (理由)議員報酬は、月の初日から末日までを月額で支給するため、支給日直前で一時差止めの手続が間に合わない場合や逮捕等期間の始期が支給日から末日までの間である場合は差し止めることができないため
- ※ 保釈等により議員活動が可能な期間は対象外

(2) 議員報酬の一時差止処分取消し(第2条の2第2項関係)

一時差止処分の理由となった刑事事件について、次のいずれかに該当するときは、議員報酬の一時差止処分を取り消し、当該報酬を支給する。

ア 不起訴処分となったとき

- イ 無罪判決が確定したとき
- ※ 不起訴処分とは、「嫌疑なし」、「嫌疑不十分」、「起訴猶予」の理由により、検察官が裁判所の審判を求める必要がないと判断したものをいう。

(3) 議員報酬の不支給(第2条の2第3項関係)

刑事事件の有罪判決が確定したときは、逮捕等期間に係る議員報酬は支給しない。

※ 一時差止めができなかった逮捕等期間に係る議員報酬も対象とし、 当該報酬は返納させる。

(4) 期末手当の一時差止処分(第2条の2第4項関係)

期末手当の基準日(6月1日・12月1日)以前6か月以内に逮捕等期間がある場合は、当該期末手当のうち当該逮捕等期間の部分を一時差し止める。

※ 旧条例では、基準日から支給日までの間に議員辞職した議員が起訴等 された場合、議員の過半数の同意を得て議長が申し入れたときは、一 時差止めができる。→ 削除

2

(5) 期末手当の一時差止処分取消し・不支給(第4条の2第十・3項関係) 期末手当の一時差止処分取消し・不支給については、議員報酬の場合と 同様とする。

(6) 経過措置(附則関係)

施行日前に逮捕されている場合については、施行日以降の議員報酬及び 期末手当を対象とする。 ○山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

平成20年9月18日 条例第25号

(趣旨)

第1条 <u>この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第203条第4項</u>の規定に基づき、山陽小野田市議会議員(以下「議員」という。)の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、職務に応じて、<u>別表第1</u>のとおりとする。

- 2 議員報酬は、新たに職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日までこれを支給する。
- 3 死亡したときは、その月まで支給する。
- 4 <u>第2項</u>の規定により議員報酬を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 職務の変更に伴い月の途中において議員報酬の額に異動を生じたときは、その者に支給すべきその 月の議員報酬の額は、異動した日前及びその異動の日以後の日数に応じて、それぞれ日割計算の方法 により算出した額の合計額とする。
- 6 <u>前各項</u>に定めるもののほか、議員報酬の支給については、<u>山陽小野田市職員給与条例(平成17年山陽</u> <u>小野田市条例第51号。以下「職員給与条例」という。)</u>の規定を準用する。 (費用弁償)
 - 第3条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
 - 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は、<u>別表第2</u>に定めるところによる。
 - 3 <u>前2項</u>に定めるもののほか、費用弁償の支給については、<u>山陽小野田市職員等の旅費に関する条例</u> (平成17年山陽小野田市条例第53号)の規定を準用する。
 - 第4条 議員には、<u>職員給与条例</u>の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、<u>職員給与条例第24条第2項</u>中「100分の122.5」とあるのは「100分の145」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、<u>同条第4項</u>中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、<u>職員給与条例第26条第1項</u>中「任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」とあるのは「市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合であって、議員の過半数の同意を得て議長が申し入れたときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。」とする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(費用弁償に係る経過措置)

2 <u>この条例</u>の費用弁償に係る規定は、<u>この条例</u>の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に 出発した旅行については、改正前の報酬等支給条例の例による。

(期末手当に係る経過措置)

3 <u>この条例</u>の施行の日の前日において、議員であった者で、引き続き<u>この条例</u>の施行の日において議員であるものについては、<u>この条例</u>の規定に相当する廃止前の山陽小野田市議会議員期末手当支給条例の規定によりなされた期末手当に係る決定、手続その他の行為は、それぞれ<u>この条例</u>の相当規定によりなされたものとみなし、期間は通算する。

(議員報酬に係る特例)

- 4 議員報酬の額については、当分の間、<u>第2条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>同項</u>に定める議員報酬の額 から当該議員報酬の額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、円位未満 に端数が生じたときは円位に切り上げる。
 - (山陽小野田市議会議員期末手当支給条例の廃止)

- 5 山陽小野田市議会議員期末手当支給条例(平成17年山陽小野田市条例第45号)は、廃止する。
 - 附 則(平成21年12月1日条例第41号)
 - この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成22年3月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成22年11月30日条例第35号)

- この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成26年3月28日条例第3号)
- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分	金額
議長	月額 460,000円
副議長	月額 402,000円
委員会委員長	月額 375,000円
委員会副委員長	月額 372,000円
その他の議員	月額 370,000円

別表第2(第3条関係)

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	日当	宿泊料
<u>山陽小野田市職員等の旅費に関する条例別表</u> の第1号 の適用を受ける者の旅費相当額	2,600円	13, 100円